

## ドイツ刑法典の「横領罪」に関する予備的一考察

伊藤, 司  
九州大学大学院法学研究科助教授

<https://doi.org/10.15017/2153>

---

出版情報：法政研究. 66 (2), pp.183-195, 1999-07-01. 九州大学法政学会  
バージョン：  
権利関係：



# ドイツ刑法典の「横領罪」に関する予備的一考察

伊藤 司

- 一 はじめに―ドイツ刑法典各則改正と問題の所在
- 二 ドイツ刑法典旧二四六条一項の解釈
  - (1) ドイツ刑法典旧二四六条一項の学説
  - (2) ドイツ刑法典旧二四六条一項の判例
- 三 結びにかえて―ドイツ刑法典の「横領罪」の展開

## 一 はじめに—ドイツ刑法典各則改正と問題の所在

① ドイツ刑法典は、一九九八年四月一日発効のいわゆる第六次刑法改正法律<sup>(1)</sup>によって、一八七一年刑法典以来、最も包括的な刑法典各則改正の一つを経験した<sup>(2)</sup>。

② ドイツ刑法典は日本刑法典と異なり、「窃盜及び横領 (Diebstahl und Unterschlagung)」を第十九章として同一章に規定しているが、「横領」の旧二四六条一項は、日本刑法典二五二条一項(単純横領)と二五三条(業務上横領)の規定表現と外見上似通っていたのである。

ドイツ刑法典旧二四六条横領。(1) 占有若しくは保管に置いている (die er in Besitz oder Gewahrsam hat.) 他人の動産を、違法に自己領得する (sich rechtswidrig zueignet) 者は、三年以下の自由刑又は罰金刑に処し、その動産が委託されていた (anvertraut ist) 場合、五年以下の自由刑又は罰金刑に処する。

ところが、第六次刑法改正法律によって、旧二四六条一項は次のように改正されたのである<sup>(4)</sup>。

ドイツ刑法典新二四六条横領。(1) 他人の動産を自己若しくは第三者に違法に領得する (sich oder einem Dritten rechtswidrig zueignet) 者は、その行為が他の規定中でもっと重い刑を予告されていない場合、三年以下の自由刑又は罰金刑に処する。

(2) 一項の諸事例において、その物がその行為者に委託されていた場合、その刑は五年以下の自由刑又は罰金刑となる。

ここでわれわれは、ドイツ刑法典新二四六条一項において、「占有若しくは保管に置いている」という文言が削除されたことを看取しうるのである。本条項は、恐らく特に同一章中に規定されている窃盜罪との関係を意識したものであろう。

新二四六条一項は次のように規定する<sup>(5)</sup>。

ドイツ刑法典新二四二条窃盗。(1) 他人の動産を、自己若しくは第三者に違法に領得する意図で (in der Absicht) 他人から奪取する (wegnimmt) 者は、五年以下の自由刑若しくは罰金刑に処する。

本窃盗罪規定の主だった改正は、一横領罪についても同趣旨の改正が行われたのであるが<sup>(6)</sup>一いわゆる不法領得の意思を第三者に拡張した点にとどまる。<sup>(7)</sup>

③ 従って、窃盗罪規定に大きな変化がない以上、問題は、ドイツ刑法典新条文における「横領」をどうみるか、にあり、そしてそれとの関連で「窃盗」規定が問題とされ、結局のところ、ドイツ刑法典旧条文における「横領」と外見上似通った規定表現を持っている・日本刑法典の「横領」についても、同様な改正が必要なのか、が検討されなければならぬであろう。

しかし、外見上似通っているからといって、条文解釈ないし法適用まで同様であったとは限らず、従ってわれわれは、新条文への詳細な改正経過とそれに対する評価を吟味・検討する前段階として、特に判例上当該旧規定がいかなる事態に対していかなる形で適用されていたか、を概観する必要性に迫られるのである。本稿を、「ドイツ刑法典における「横領罪」に関する予備的一考察」と称する所以である。

- (1) Sechstes Gesetz zur Reform des Strafrechts (6. StrRG) vom 26. Januar 1998, BGBl. I, SS. 164f., 188-Artikel 9.
- (2) Friedrich Dencker, Eberhard Struensee, Ursula Nelles und Ulrich Stein, Einführung in das 6. Strafrechtsreformgesetz 1998 - Examenrelevante Änderungen im Besonderen Teil des Strafrechts, (1998) S. 1; Georg Freund, Der Entwurf eines Gesetzes zur Reform des Strafrechts - Eine Würdigung unter Einbeziehung der Stellungnahme eines Arbeitskreises von Strafrechtslehrern, ZStW 109 (1997) S. 455.
- (3) Karl Lackner, Kristian Kühl, Nachtrag zur 22. Auflage Karl Lackner, Strafgesetzbuch mit Erläuterungen - Das

Sechste Strafrechtsreformgesetz Einführung und Synopse, (1988) S. 55 (rechts); Jens Philipp Wilhelm, Strafgesetzbuch - Synoptische Gegenüberstellung der neuen Fassung durch das Sechste Gesetz zur Reform des Strafrechts und der alten Fassung vom 31. Januar 1998, (1998) S. 153 (rechts).

(4) BGBl. I (Anm. 1), S. 178 (links) Nr. 52.

(5) BGBl. I (Anm. 1), S. 177 (rechts) Nr. 48.

(6) 横領罪の「違法自己領得」についての重要な先例として、後掲二(2)①判例Sがあった。

(7) すなわち、「第三者のための領得も可罰的であることを確定する…提案」が行われた訳である (Freund (Anm. 2), S. 457)。

## 二 ドイツ刑法典旧二四六条一項の解釈

### (1) ドイツ刑法典旧二四六条一項の学説

① ドイツ刑法典中には、日本刑法典(二五四条)におけるような形での、「占有離脱物横領罪」の規定は見当たらない。この点、旧二四六条一項第一文が適用されるものと解されていたようである。

しかしながら、前述のように、本条項は「占有若しくは保管に置いている」他人の動産を行為の客体としていたから、領得行為の時点ではさしあたり占有・保管をしていなかった場合、厳密には当該行為者の「占有若しくは保管に置いている」とは言えない訳であるから、「領得」と「占有・保管」が時間的に一致するような形での「(占有離脱物)横領罪」に対しても本条項が適用されうるか、が争われたのである(肯定説は、「小さな修正解釈」と呼ばれた<sup>(8)</sup>)。

② そして、この「小さな修正解釈」を越えて、本条項は、窃盗罪における「奪取」が他人の「占有・保管」を侵

害する行為であることとの対比で、およそ他人の占有・保管を侵害しないあらゆる行為を含むのであるとし、従って、そのような行為であれば「占有若しくは保管に置いている」という法文に合致しなくてもよいのである、という解釈が行われた。<sup>(9)</sup> すなわち、「他人の動産を、窃盗によるのとは異なり違法に領得する者」が横領罪となる、という訳である。<sup>(10)</sup>（このような解釈は、「大きな修正解釈」と呼ばれた）。

③ しかし、このような法文を無視した「大きな修正解釈」は、基本法一〇三条二項（いわゆる罪刑法定主義条項）に反する、という見解が通説・判例であったようである。<sup>(11)</sup>（このような解釈は、「厳格解釈」と呼ばれた）。

(80) Wilfried Küper, Strafrecht Besonderer Teil - Definitionen mit Erläuterungen, 2. Aufl., (1998) S. 426. 以下、後掲(1)

(2) ①判例dのほか、内田文昭『刑法各論〔第三版〕』（一九九六）三六〇頁注(2)も参照。

(9) Karl Binding, Lehrbuch des Gemeinen Deutschen Strafrechts - Besonderer Teil Erster Band 2. Aufl., (1902) SS. 275-6. この点、Hans Welzel, Das Deutsche Strafrecht - Eine systematische Darstellung, 11. Aufl., (1969) SS. 339-40は、旧二四六条一項の「占有若しくは保管に置いている」という要素は、より一般的な領得事例（＝横領罪）をより狭い事例（＝窃盗罪）から区別するための・境界設定形式 (eine Abgrenzungsformel) にすぎず、より一般的な領得事例がより狭い事例の前に規定されていなければならないことになるであろうから、この境界設定形式は「不法構成要件」の構成要素とは言えず、従って、修正的に解釈しうるのである、と述べられていた。しかし、ヴェルツェル博士のこれに先行する論文 derselbe, Auf welche Bestandteile einer Strafvorschrift bezieht sich der Satz: nulla poena sine lege?, JZ 1952, 617f. において掲げられている例、すなわち、謀殺（二二一条）と故殺（二二二条）の比較と、窃盗と横領の比較とでは、必ずしも同様とは言えないように思われる。前者においては、確かに「謀殺者であることなしに」（二二二条）という要素は故殺罪の可罰性を決定するのに必ずしも決定的とは言えまいが、後者においては、「占有若しくは保管に置いている」（旧二四六条）という要素は、可罰性を限定する重要な（構成要件）要素であろうからである。従って、この要素は不要であるとして無視するとすると、それは異なった犯罪類型の創造にほかならなかったように思われる。

- (9) Dencker u.a. [Dencker] (Anm. 2), S. 21.  
 (11) Herausgegeben von Karl Lackner [Kristian Kühl], Strafgesetzbuch mit Erläuterungen, 22. Aufl., (1997) S. 1077-§ 246 Rdn. 3; Herausgegeben von Burkhard Jähnke u.a. [Wolfgang Ruß], StGB - Leipziger Kommentar Großkommentar, 11. Aufl., (1994) S. 112 - Rdn. 10; noch, Heribert Ostendorf, NJW 1979, Heft 17, S. 884 [links].

(2) ドイツ刑法典旧二四六条一項の判例

① わたくしの検討した判例をとりあたり掲げておきたい。<sup>(12)</sup>

- α III. Strafsenat. Urt. v. 17. März 1884, RGSt. 10. Bd. (1884) S. 257f.  
 ρ III. Strafsenat. Urt. v. 29. November / 3. Dezember 1888, RGSt. 19. Bd. (1889) S. 38f.  
 ς I. Strafsenat. Urt. v. 6. Juni 1904, RGSt. 37. Bd. (1905) S. 198f.  
 ϗ I. Strafsenat. Urt. v. 3. Mai 1915, RGSt. 49. Bd. (1916) S. 195f.  
 ϛ II. Strafsenat. Urt. v. 16. September, RGSt. 53. Bd. (1920) S. 302f.  
 Ϝ I. Strafsenat. Urt. v. 2. Juni 1921, RGSt. 56. Bd. (1922) S. 115f.  
 ϝ II. Strafsenat. Urt. v. 23. Juni 1924, RGSt. 58. Bd. (1925) S. 228f.  
 Ϟ I. Strafsenat. Urt. v. 10. Januar 1933, RGSt. 67. Bd. (1934) S. 70f.  
 ϟ 2. Sen. v. 8. Jan. 1934, Juristische Wochenschrift 63. Jahrg. 1934 Heft 8, S. 486f.  
 Ϡ II. Strafsenat. Urt. v. 22. September 1938, RGSt. 72. Bd. (1939) S. 326f.

- k Urteil des OLG Hamm v. 25. 10. 51, Juristische Rundschau, Jahrgang 1952, S. 204.
- l 2. Strafsenat. Urt. vom 22. April 1952, BGSt. 2. Bd. (1952) S. 317f.
- m 5. Strafsenat. Urt. vom 26. Februar 1953, BGSt. 4. Bd. (1954) S. 76f.
- n 2. Strafsenat. Urt. vom 28. Oktober 1955, BGSt. 8. Bd. (1956) S. 273f.
- o 2. Strafsenat. Urt. vom 13. März 1956, BGSt. 9. Bd. (1957) S. 90f.
- p 2. Strafsenat. Urt. vom 11. März 1959, BGSt. 13. Bd. (1960) S. 43f.
- q 1. Strafsenat. Urt. vom 17. Oktober 1961, BGSt. 16. Bd. (1962) S. 280f.
- r OLG Schleswig, Urt. v. 13. 12. 1978, NJW 1979, Heft 17, S. 882f.
- s 4. Strafsenat. Urt. vom 9. Dezember 1993, BGHSt. 40. Bd. (1995) S. 8f.
- t BGH, Beschl. v. 27. 9. 1994-1 StR 526/94, Strafverteidiger 2/95, S. 84.
- ② 行為者が領得行為の前にすでに他人の物を占有・保管していることを要求した・いわゆる厳格解釈は、「占有・保管」を積極的な構成要件要素とみるいわば文理に忠実な解釈であった（b、e、j、k、l、r）。この占有・保管については、刑法としての独自の観点から、民法のいわゆる間接占有を認めない・極めて直接性・事実性の強い理解がなされていた（a、c、f、g、r）。また、「委託」概念についても、ドイツ刑法典旧五〇条二項・現二八条二項にあたるとし、その一身的・人的側面が強調された（j、t）。このような解釈は、正犯ないし共同正犯に関するドイツ刑法の判例・通説と結びつくことによつて、占有・保管ないし委託を有していなかった者は（占有離脱物）横領罪ないし加重横領罪の正犯ないし共同正犯にはなりえないという帰結につながった（l、t）。さらに、占有・保管による「取得（Besitzergreifung）」と横領行為としての「領得（Zueignung）」も概念的に厳格に区別された（a、

e、k、l。但し、取得時に領得「意思」がすでにあってもかまわないとされた、a、d、e、i、j（地裁）の  
 で、取得と領得が一致する場合、例えば占有離脱物を発見し直ちに領得した場合、事前の占有・保管がなかった訳で  
 あるから、（占有離脱物）横領罪は成立しえなかつたのである。従つて、事実認定に微妙な点があつて、占有・保管  
 と領得の前後関係が明らかでないような場合、破棄差し戻しということにもつながつた訳である。このような不都合  
 を回避するため、横領罪は窃盗罪と同一章に規定されているところから、窃盗罪は奪取罪であるのに対し、横領罪は  
 奪取のない領得罪であるとし、特に窃盗罪以外の詐欺罪・背任罪等にあたらない限り、すべての平穩な領得行為を捕  
 捉するものと考えてよいのではないか、という解釈が行われ、微調整としては、行為者が領得と同時に保管を得る場  
 合も横領罪を認めてよいとする・いわゆる小さな修正解釈が提案され（d、g、h、i、j〔地裁〕、l〔反対説と  
 して〕、m、p、r〔反対説として〕）、もつと端的には、体系的・目的論的解釈の観点から、横領は領得の基本構成  
 要件であることも理由に、領得が奪取によつてではなく、従つて窃盗の形態においてではなくなされる場合すでに、  
 横領罪が成立するという・いわゆる大きな修正解釈が提案されたのである（b〔一審〕、r〔反対説として〕）。

③ 日本刑法典二五二条一項及び二五三条と二五四条の条文関係を見ると、「占有」の有無が区別の基準とされて  
 いるように思われるが、今日横領罪の成立のためには一般に「委託」が必要であると解されているものといえよう。<sup>13)</sup>  
 このような日本刑法における通説的見解を前提に、ドイツ刑法典の旧二四六条一項に対応させて考えてみた場合、旧  
 二四六条一項第一文は、ア日本刑法典二五四条に相当する（但し、占有・保管が前提となるので、「占有・保管に置か  
 れている占有離脱物」占有離脱物としての自主占有物（Eigenbesitzsache）」ということになろう）とともに、理論  
 的には、イ委託されてはいないが占有・保管に置かれている他主占有物（Fremdbesitzsache）<sup>14)</sup> という範疇も考えう  
 るであろう。そして、旧二四六条一項第二文は、ウ日本刑法典二五二条一項とエ二五三条の両者を含みうるであろう。

ドイツ刑法の判例においては、アに当たるもの（a、d、e、g、k、m、p）、ウに当たるもの（c、o、q、t）、エに当たるもの（b、f、h、r）がみられる。

イは、善意でたまたま他人の占有離脱物を占有・保管するに至った場合のほか、いわゆる厳格解釈からするアが成立するための客観的前提要素であった訳であるから、厳格解釈によって旧二四六条一項第一文の成立を認めているあらゆる判例の客観的前提要素ということになる。問題は、委託されてもおらず、しかし占有離脱物とも言えないような場合も、「単純横領罪」の成立を認める余地がないかにあるが、この点、興味深い判例も存在する。例えば、いは、納品数を操作することによって割増の額を会計係から支払させたという事案であるが、詐欺罪が成立しえない場合横領罪が成立する旨判示しており、これ自体はいわゆる小さな修正解釈を採っているものと思われるが、被告人自身が委託身分を有していたか疑問のある場合、結局イに当たることにもなる。もつとも、会社内で比較的重要な地位を占めかつ会計係ではないとはいえ業者に納金するまで保管しておく義務があったとすると、業務上の委託身分さえ有していたとしても可能なかもしれない。また、sにおいては、かつてのDDR国家安全省の幹部職員達が、電話の盗聴や手紙からのドイツ・マルクの抜き取り及び手紙の廃棄を行っていた行為が問題となっているが、そのドイツ・マルクはDDRの国家予算へと計上されたので被告人等は「自口領得（Sich-Zueignen）」に欠けることを主な理由に、横領罪の共同正犯も幫助の成立も否定されたが、このような場合も特に委託はされていないとすると、イにあたる可能性がある。もつとも、手紙の保管侵害との関連で、ドイツ郵便の職務上の保管がDDR当局によって継続されていた旨判示されているので、横領についても同様に捉えた方が妥当なのであろう。

④ いずれにせよ、ドイツ刑法における横領罪は、落ち穂拾いの・補充的な・いわゆる受け皿構成要件（Auffangtatbestand）として、—あらゆる領得犯行の一般的な基本構成要件という訳ではなく—例えば窃盗・強盗等々の構成

要件のような他の独自の構成要件が問題にならない場合に介入する構成要件として、機能すべきものとして捉えられているようである（r）。従って、同一客体につき詐欺罪と横領罪の両者が成立しうる場合、詐欺罪の成立が認められており（h）、詐欺罪不成立の場合横領罪の成立が主張されている訳である（i）が、つねに横領罪不成立という訳でもなく、横領を教唆しかついわゆる贓物として収得した場合両罪の併合罪の可能性が認められており（j）、また、貸付金を詐取するとともに他人の乗用車を担保に供した場合、詐欺罪と横領罪の観念的競合が認められており（o）、さらに、所有権留保のもとでの家具購入に関し、債権の側面では詐欺罪が成立し、その後の恣意的な家具売却という所有権侵害に対しては、改めて横領罪が別個に成立すると解されているようである（q。併合罪か）。このほか、横領罪の「委託」は例えば契約関係のような法律行為に基づくもので足りるのに対し、背任罪は契約関係を越えた信頼関係が前提とされる（o）、ということもある。

(12) 以下で取り上げる判例の詳細については、次号に掲載予定である。適宜参照されたい。

(13) 小暮得雄ほか編著〔中森喜彦〕『刑法講義各論』（一九八八）二二五頁、前田雅英『刑法各論講義「第2版」』（一九九五）二九二頁。この点、内田・前注（8）三六一・三六三頁及び大塚仁ほか編著〔吉本徹也〕『大コンメンタル刑法第一〇巻』（二刷・一九九一）三一一―二頁は、「占有」と「占有するに至った根拠」ないし「占有の原因」を区別される。

### 三 結びにかえて―ドイツ刑法典の「横領罪」の展開

① 結局、ドイツ刑法典における「横領罪」は、いかなる変容を受けたことになるのであろうか。日本刑法におい

ては、旧刑法典以来、「占有離脱物横領」を端的に捕捉する規定が存在したのである（第三編第二章第三節「遺失物埋蔵物ニ関スル罪」第三八五条参照）。そして、現代用語化される前の現行刑法典第三十八章横領ノ罪は、この旧刑法典の第三節と第五節の「受寄財物ニ関スル罪」の規定を合わせ、修正を加えたものと説明されている<sup>(14)</sup>。これに対し、ドイツ刑法典の旧二四六条一項第一文には、はじめから「占有若しくは保管に置いている」という文言が付加されていたのである<sup>(15)</sup>。

② 上述のように、判例にも揺れがあり、必ずしも終始一貫「厳格解釈」が採られていた訳ではなく、また、著名かつ有力な学者が「大きな修正解釈」を主張していたこともあり、実務上の支障からも改正の必要性が感じられていたことは疑いあるまい。ドイツ刑法典各則は、日本刑法典と比べもともとカズイステイッシュ (kasuistisch) であり、時代の変化に応じて適宜削除されつつも一層カズイステイッシュの度合いを強めていると言つてさしつかえないであろうが、二四六条については、「第三者違法領得」を付加した点を除き、むしろより包括的にする改正が行われた訳である。しかし、新二四六条一項は、あらゆる領得犯の基本となる一般的な構成要件である<sup>(16)</sup>ということではなく、「他の規定中でもっと重い刑を予告されていない場合、<sup>(17)</sup>」というのであるから、日本刑法典より一層包括的ではあるが、結局、「占有離脱物横領」を端的に捕捉しうる規定が設けられたとみてさしつかえないように思われる<sup>(18)</sup>。換言すれば、「取得」と「領得」という二段構えの構造が、「領得」のみで済むことになった訳である。そして、「委託」は「占有・保管」を含む概念として捉えられている（o、q）から、旧二四六条一項第二文においては、「占有・保管」という文言はもともと不要であったと言えない訳でもなかったのである。

③ 以上のように、ドイツ刑法典の「横領罪」規定<sup>(19)</sup>について取り急ぎ概観した限りでは、紆余曲折を経ながらも、結局、構造的に日本刑法典とほぼ同様のものとなった、と言つてさしつかえないのではあるまいか。

(14) 高橋治俊・小谷二郎共編『刑法沿革綜覧』(一九三三)二二二―二三頁。ここでは、横領罪についての改正につき、旧刑法典の「費消シタ」では狭すぎるので、単に「自己ノ物ト為シタル場合」なども含め、現行刑法典の「横領シタ」に改めたともあり、「受寄財物」等の「委託」物という客体の側面では変容がなかったとも解せないではない。

(15) 本稿では、正確かつ詳細な検討はできないが、本条項の成立にあたり、プロイセン刑法典以来、「委託」の有無が基準とされていたが、委託のない場合についても委託のある場合と同様な法文形式、すなわち、「占有若しくは保管に置いている」という文言を維持したため、両場合いずれもこの要素が必要な形になった、というのが実情のようである。vgl. P. Bockelmann, *Ist eine berichtigende Auslegung des § 246 StGB statthaft?*, MDR 1/1953, S. 5 (recht) f.

(16) その理由として、国民の行動の指針を提供するということと、立法者意思を尊重し、裁判官の恣意的な法適用を許さないという二側面が考えられよう。クラウス・ティエマン (Klaus Tiedemann) 教授も、一九九九年一月二三日フライブルク大学犯罪学・経済刑法研究所で行われた演習「刑法典各則における新展開と諸問題―一九九八年第六次刑法改正法律を特に斟酌して」の場で、両者が理由であろうと述べられた。

また、ドイツ刑法学会は、一九九九年五月一三日より一六日までの日程で、ハレ (Halle) において、「刑法学なしの立法とは？」というテーマで行われた(もつとも、当日のプログラムには、そのようなテーマは掲げられていない)が、一九九八年刑法典各則改正に対する疑問点として、「代案に対し何ら返答がない」などの点があげられていたようであり、今後の詳細な検討によって、さらなる改正がなされるのかもしれない、引き続き注目に値するものといえよう。

(17) 「あらゆる領得犯の基本構成要件」とは、「窃盗、強盗そして同様な犯罪行為がそれと特殊性 (Spezialität) の関係に立つ」ものである、と説明されており (Gesetzentwurf der Fraktionen der CDU/CSU und F.D.P. - Entwurf eines Sechsten Gesetzes zur Reform des Strafrechts (6. StrRG), Deutscher Bundestag - 13. Wahlperiode Drucksache 13/7164, (11. 03. 97) S. 44 (links))、従って、窃盗等の特別構成要件が成立しない場合、当然一般構成要件たる(占有離脱物)横領が成立するという関係に立つことになる。

(18) すなわち、「受け皿構成要件」の創設である。vgl. Drucksache 13/7164 (Anm. 17), a.a.O.

(19) これに対し、窃盗罪規定は、以上の検討から明らかなように、「奪取」罪として、奪取によることなく行われる「領得」罪たる横領罪に対比される犯罪として、位置づけられるが、窃盗罪自体も、「領得」を「意図(目的)」しなければならぬとい

う点で、領得罪の一種でもある訳である。しかし、日本刑法典の窃盗罪規定（二三五条）についても、考え方としては、「窃取」概念中に、「領得を目的とした奪取」を読み込むことになるであろう。但し、刑法技術的には、目的犯なのか、いわゆる不法領得の意思は必要か、単なる故意で十分か、といった論点がある訳である。

※本稿は、わたくしの留学中に書かれたものである（注（16）参照）が、時間の制約上、必ずしも十分な検討をすることはできなかった。大方の御宥恕を願う次第である。

〔最終校正日 一九九九・五・三一〕